

令和元年第3回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

日時 令和元年 9月26日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 8名

3 欠席議員 6番 島田 正芳

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	楮山 素伸		
総 務 部 長 兼 総 務 課 長	吉村 良昭	民 生 部 長 兼 こども支援課長	石橋 史生
事 業 部 長 兼 人権同和対策課長	堀川 雅央	教 育 次 長 兼 教育総務課長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	吉田 彰宏
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	辻井 弘至
産 業 課 長	溝本 貴宏	建 設 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	生 涯 学 習 課 長	西田 淳二
会 計 管 理 者 職 務 代 理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

会議録署名議員の追加

第 1 文教厚生常任委員会委員長報告

第 2 一般会計決算審査特別委員会委員長報告

認定第 1 号 平成30年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告

認定第 2 号 平成30年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成30年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成30年度安堵町水道事業会計決算の認定について

第 4 子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長報告

第 5 大字公民館等の避難所等機能及び活用検討特別委員会委員長報告

第 6 議案第10号 安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第 7 議案第11号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 8 議案第12号 安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について

第 9 議員派遣について

第10 常任委員会の閉会中の継続調査について

第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

第12 特別委員会の閉会中の継続調査について

第13 諸般の報告

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

本日、島田議員からは、本日の会議を欠席する旨が提出されております。

定足数に達しております。

会議は成立いたしますので、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

議長より会議録署名議員の追加指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、島田議員が指名されていましたが、本日欠席されたことから、地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員の数が欠けることとなりますので、新たに会議録署名議員として、7番、浅野 勉議員を追加指名します。

よろしくお願いいたします。

日程第1「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

本定例会初日に、議案第5号を付託いたしました。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会副委員長（三浦 博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。三浦副委員長。

（三浦文教厚生常任委員会副委員長 登壇）

文教厚生常任委員会副委員長（三浦 博） 改めて、おはようございます。

文教厚生常任委員会から報告をさせていただきます。

付託案件審査等のため、当常任委員会を開催いたしました。安堵町議会会議規則第71条の規定により、報告をいたします。

1. 案件

議案第5号「安堵町学校給食センター設置条例の制定について」

2. その他

開催日時及び場所

令和元年9月13日、金曜日、午前10時から。

場所は、安堵町議会第2委員会室でございます。

出席者は、松田委員、増井委員、山岡委員、福井委員、森田委員、大星委員、そして私、三浦副委員長でございます。

説明員として、楮山教育長、吉田教育次長兼教育総務課長、塩野教育総務課長補佐、そして議会事務局は富士事務局長、吉川係長でございます。

内容について、報告いたします。

まず、（１）議案第5号「安堵町学校給食センター設置条例の制定について」。

5日の本会議において付託された当案件について、担当課より新規条例の説明及び当該条例の制定に伴う、関係規則の説明を受け、質疑、討論を行いました。

当委員会で審議した結果、出席委員全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しました。

（２）その他、質疑、討論の中で出ました、質疑、討論、論点の主な内容について報告します。

①教育委員会管理下の給食センター設置のメリット、デメリットについて

②業者委託の場合の委託業務の内容、経費節減効果

③現在の学校給食業務に従事する職員の処遇と配置について

④給食の栄養管理と質の問題

⑤給食費の問題、保護者負担分

以上が、論点の主な内容でございました。

当常任委員会の総意として

①委員会で出された質疑、討論の論点は、いずれも今後の準備段階で確定していく事項であり、未確定の事項は、あることを確認。

②今回、新規制定する当該条例の令和2年8月1日施行に向けて、今後、予算措置の段階に際し、本町は子育て応援、子供重視、子育て世代定住化促進の重要施策として、学校給食費の無償化に向けて検討課題とされたい。

③今後とも、タイムスケジュール表に基づいて、所要準備に入りますが、令和2年8月1日施行に向けて、必要に応じて、議会側とすり合わせをしながら進めていく意向を確認。

以上、報告をいたします。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、議案第5号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

失礼いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議案第5号「安堵町学校給食センター設置条例の制定について」討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第5号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第5号は、委員長報告のとおり、議案どおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第2「一般会計決算審査特別委員会委員長報告」を議題といたします。

認定第1号を、当委員会に付託いたしました。

審査の結果について、報告を求めます。

一般会計、増井委員長。

一般会計決算審査特別委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井委員長。

(増井一般会計決算審査特別委員会委員長 登壇)

一般会計決算審査特別委員会委員長（増井敬史） 改めまして、おはようございます。

平成30年度一般会計決算審査特別委員会の報告をいたします。

安堵町議会議長 森田瞳 殿

一般会計決算審査特別委員会委員長 増井敬史

平成30年度一般会計決算審査特別委員会報告をいたします。

本特別委員会に付託された案件について審査しましたので、安堵町議会規則第71条の規定により報告します。

1. 審査案件

認定第1号「平成30年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」

2. 審査の経過

（1）開催日時及び場所

令和元年9月10日、火曜日、午前10時から

安堵町議会第2委員会室

（2）出席委員

委員長 増井敬史、松田勝副委員長、山岡敏委員、浅野勉委員、大星成司委員、三浦博委員

（3）オブザーバー 森田瞳議長、福井保夫監査委員（議会選出）

（4）説明員 西本町長、堀口副町長、楮山教育長、吉村総務部長兼総務課長、石橋民生部長兼こども支援課長、堀川事業部長兼人権同和対策課長、吉田教育次長兼教育総務課長、富井総合政策課長、吉田税務課長、増田住民課長、辻井健康福祉課長、溝本産業課長、池田建設課長、廣瀬上下水道課長、西田生涯学習課長、中澤会計管理者職務代理

（5）事務局 富士事務局長、吉川係長

3. 内容

9月5日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号「平成30年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」、総合政策課長等から決算書と主な施策の成果説明書ごとに、決算概要及び歳入歳出状況について説明を受け、審査を行いました。

歳入総額37億5,726万3,801円、歳出総額35億4,050万8,669円、歳入歳出差引残高2億1,675万5,132円。

歳出について、予算現額40億903万1,000円に対する支出総額は35億4,050万8,669円、対前年度1億9,933万8,503円の増額。

翌年度繰越額2億727万4,000円を差し引いた不用額は2億6,124万8,33

1 円、対前年度 1 億 9 4 万 4, 4 9 7 円増額しています。

明治 1 5 0 年を記念した事業、文化観光館建設事業、小学校・中学校の空調整備事業、防犯カメラ設置事業、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の新型受信機の購入等による増額、厳しい財政状況の中、適切に町の施策に取り組んでいることを認めます。

審査し、採決の結果、全委員の賛成により、本委員会として原案どおり認定すべきものと決しました。以上。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、認定第 1 号「平成 3 0 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第 1 号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

認定第 1 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 日程第 3 「特別会計等決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

認定第2号から認定第7号までを、当委員会に付託しました。

審査の結果について、報告を求めます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡委員長。

（山岡特別会計等決算審査特別委員会委員長 登壇）

特別会計等決算審査特別委員会委員長（山岡 敏） それでは、委員長報告をさせていただきます。

平成30年度特別会計等決算審査特別委員会報告を行います。

本特別委員会に付託された案件について審査を行いましたので、安堵町会議規則第71条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1. 審査案件

認定第2号「平成30年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成30年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

2. 審査の経過

（1）開催日時

令和元年9月11日、水曜日、午前10時から

安堵町議会第2委員会室

（2）出席委員

山岡委員長、三浦副委員長、松田委員、増井委員、島田委員、浅野委員、大星委員

（3）オブザーバー

森田議長、福井監査委員

（4）説明員

西本町長、堀口副町長、楮山教育長、各課長です。

（5）事務局

富士局長、吉川係長

委員長報告

9月5日の本会議において、特別委員会に付託された認定第2号から認定第7号までについて、会計ごとに、それぞれ、担当課長から決算書と主要な施策の成果をもとに概要説明を受け、審査を行った。

(1) 認定第2号「平成30年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

決算額 歳入8億9,192万3,342円、歳出9億5,6503,699円、差引額△6,458万357円。

担当課長より説明を受け、審議、審査をした結果、認定第2号は、当委員会として、原案のとおり認定すべきものと決しました。

(2) 認定第3号「平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

決算額 歳入76万8,150円、歳出2,623万8,251円、差引額△2,547万101円。

担当課長より説明を受け、審査、審議をした結果、第3号は、当委員会としては、原案のとおり決定すべきものと決しました。

(3) 認定第4号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

決算額 歳入2億8,744万6,583円、歳出2億8,744万6,583円、差引額0円です。

担当課長より説明を受け、審議、審査した結果、認定第4号は、当委員会としては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

(4) 認定第5号「平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

決算額 歳入6億9,136万2,651円、歳出6億6,096万7,165円、差引額3,039万5,486円。

担当課長より説明を受け、審議、審査した結果、認定第5号は、当委員会としては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

(5) 認定第6号「平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

決算額 歳入9,275万9,226円、歳出9,272万626円、差引額3万8,600円。

担当課長より説明を受け、審査した結果、第6号は、当委員会としては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

(6) 認定第7号「平成30年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

水道事業収益費用

決算額 収入1億6,312万616円、支出1億4,781万9,789円、差引額1,530万827円。

水道事業資本的収支

決算額 収入1,805万4,355円、支出5,209万6,620円、差引額△3,

404万2,265円。

担当課長より説明を受け、審議、審査した結果、認定第7号は、当委員会として、原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託された案件は、全て、終わりました。

各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） はい。今の介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳出総額が間違っているように思いましたんで、もう一度お願いします。

議長（森田 瞳） 山岡議員、自席で結構ございますので、認定第5号「平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」の決算額、歳入、歳出、差引額の決算額のみ、再度、御報告願えますか。

よろしく願いいたします。自席で結構です。

4番（山岡 敏） 決算額 歳入6億9,136万2,651円、歳出6億6,096万7,165円、差引額3,039万5,486円。

議長（森田 瞳） はい、結構です。

はい。増井議員、よろしゅうございますか。

2番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） 質疑、ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

認定第2号「平成30年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第2号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) はい。起立、全員です。

お座りください。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(森田 瞳) 次に、認定第3号「平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第3号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第3号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(森田 瞳) 次に、認定第4号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第4号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第4号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(森田 瞳) 次に、認定第5号「平成30年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第5号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第5号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(森田 瞳) 次に、認定第6号「平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第6号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第6号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(森田 瞳) 次に、認定第7号「平成30年度安堵町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第7号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第7号を、委員長報告のとおり決定すること賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(森田 瞳) 日程第4「子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長報告」

を議題とします。

当特別委員会は、安堵町における少子化に歯止めを掛けるとともに、子供たちが健やかに、心豊かに過ごせる安堵町独自の魅力ある環境づくりや、システムの構築などについて、議会として検討して行こうという趣旨のもと、本定例会２日目に設置いたしました。

委員長の報告を求めます。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井委員長。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長（福井保夫） はい。

（福井子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長 登壇）

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長（福井保夫） おはようございます。

５番 福井です。

「子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会」の報告をします。

次のとおり、当特別委員会を開催しましたので、会議規則第７１条の規定により報告します。

１．案件

（１）安堵町立学校の魅力ある教育の推進について

（２）その他

２．開催日時及び場所

日時 令和元年９月１０日、火曜日、午後１時４０分から

場所 安堵町議会第２委員会室

３．出席者

（１）委員 福井委員長、浅野副委員長、松田委員、増井委員、三浦委員、山岡委員、森田委員、大星委員の以上です。

（２）説明員 吉田教育次長兼教育総務課長、石橋民生部長兼こども支援課長

（３）議会事務局 富士事務局長、吉川係長です。

４．内容としまして

（１）安堵町立学校の魅力ある教育の推進について、各委員に意見を求めた。

意見は、次のとおりである。

①特色ある教育を目指すため、本町における町立学校は、一小一中であり、小中一貫教育とし、認定こども園と合わせ、幼・小・中一貫教育を実現されたい。

②特に、英語教育は従来より重点を置き、英語での発表会を実現されたい。

③コミュニティスクール、ＩＣＴ教育の導入も視野に入れた教育の充実化を図られたい。

④中学校のクラブについて、どのようなクラブを望むかアンケートを取り、また中学校のクラブ活動に魅力を持たせるために、小学校からクラブに参加する機会を作られたい。

⑤中学校で部員数が多いバドミントン部に力を入れ、外部指導者の導入も必要と思われる。今後は、若い世代の助成、子供の発達に必要な3つの間「時間・空間・仲間」の確保に重点を置き、当特別委員会を継続していく。

これらについては、遊水地の活用も重要なポイントになってくると考えられる。

若い世代の転入を目指し、魅力ある町づくりに取り組んでいただきたい。以上です。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告について質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

日程第5「大字公民館等の避難所等機能及び活用検討特別委員会委員長報告」を議題とします。

当特別委員会は、住民が、特に豪雨や台風による災害から身の安全を確保するために、住民にとって最も身近な施設である大字公民館や自治会の集会所等の避難所等としての機能及び活用について、議会として検討していこうという趣旨のもと、本定例会第2日目に設置いたしました。

委員長の報告を求めます。

大字公民館等の避難所等機能及び活用検討特別委員会委員長（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。大星委員長。

（大星大字公民館等の避難所等機能及び活用検討特別委員会委員長 登壇）

大字公民館等の避難所等機能及び活用検討特別委員会委員長（大星成司） おはようございます。

3番 大星です。

「大字公民館等の避難所等機能及び活用検討特別委員会」の報告をいたします。

次のとおり、当特別委員会を開催しましたので、会議規則第71条の規定により報告します。

1. 案件

（1）大字公民館等の避難所としての位置づけについて

（2）その他

2. 開催日時及び場所

日時 令和元年9月13日、金曜日、午前11時から

場所 安堵町議会第2委員会室

3. 出席者

（1）委員 委員長である私 大星、三浦副委員長、松田委員、増井委員、山岡委員、福

井委員、森田瞳委員

(2) 説明員 堀口副町長、吉村総務部長兼総務課長

(3) 議会事務局 富士事務局長、吉川係長

4. 内容としまして

(1) 大字公民館等の避難所としての位置づけについて

各委員に意見を求めた。

意見は、次のとおりである。

①本町の災害時の指定緊急避難所である大字公民館等のバリアフリー化の整備を実現されたい。

②まず、第一歩として、公民館、集会所等へ避難するという認識が薄く、もっと自治会や住民への周知、意識づけが必要。

③「自助・共助・公助」と、災害時に町と地元が迅速かつ的確に行動できるように、運営補助などを含めた協議書を早急に交わされたい。

④ほかには、ハザードマップをもっと見やすく、わかりやすく工夫をしてもらいたい。

災害時の電源確保は大丈夫なのかなど、今後も安心・安全の町づくりへの課題は多く、当特別委員会は継続していく。以上です。

議長（森田 瞳） はい。これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

ただいま、日程第4及び日程第5において、本定例会で設置いたしました2つの特別委員会委員長より、継続的に開催していく報告がございました。

本日は、第1回目の開催報告です。今後とも議会として、理事者側から必要に応じて説明を受け、積極的な検討、協議を重ねていきたいと考えております。以上です。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第6 議案第10号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

吉村総務課長 はい。おはようございます。総務課 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」御説明させていただきます。

楮山教育長の任期が、令和元年９月３０日をもって任期満了となることから、後任といたしまして、新たに辰己秀雄氏を任命いたしたく、提案するものでございます。

辰己氏におかれましては人格が高潔で、学術、文化等に関し、高い識見を有しておられます。辰己氏の略歴をご紹介します。

[illegible][illegible]

なお、任期につきましては、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間で
ございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第10号

安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月26日 提出

安堵町長 西本 安博

記

[illegible]

氏名 たつみ ひでお
辰己 秀雄

■■■■■■■■生 (■■歳)

総務課長（吉村良昭）　以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第10号は、原案のとおり同意されました。

辰己氏からは、任命同意された折には、御挨拶を申し上げたい旨、申し出がございます。

議場において、発言を許可したいと思いますので、入場してください。

（辰己氏 入場）

（辰己氏 登壇）

辰己氏 安堵町に生まれまして、安堵町に育てていただきました辰己と申します。

安堵町の教育、そして行政の進展、そして生まれ育ったふるさとの創生に虚心坦懐、身命を賭して頑張りたいと思います。

皆様方の御指導、御鞭撻、賜りますようによろしくお願い申し上げます。

（拍手）

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第11号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第11号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明させていただきます。

安堵町教育委員会委員4名のうち、吉田栄次郎委員の任期が令和元年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

吉田委員におかれましては、人格が高潔で教育、学術、文化等に対する高い識見と人権教育の分野における豊富な経験を持っておられることから、引き続き、安堵町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第11号

安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月26日 提出

安堵町長 西本 安博

記

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 よしだ えいじろう
吉田 栄治郎

■■■■■■■■■■■■■■生（■■歳）

総務課長（吉村良昭） 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第11号は、原案のとおり同意されました。

議長(森田 瞳) ただいま、10時46分です。

11時まで休憩いたします。

休 憩 (午前10時46分)

再 開 (午前11時00分)

議長(森田 瞳) 休憩に引き続き、再開いたします。

日程第8 議案第12号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

こども支援課長(石橋史生) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。石橋こども支援課長。

(石橋こども支援課長 登壇)

こども支援課長（石橋史生） 改めまして、おはようございます。

こども支援課の石橋です。よろしくお願いいたします。

それでは、「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」御説明をさせていただきます。

本改正につきましては、幼児教育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が、令和元年10月1日に施行されることに伴い、当該条例で定めている使用料の改正を行うものでございます。

幼児教育・保育の無償化は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの、全ての子供たちの利用料、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供たちの利用料について、無償化が実施されます。

それでは、詳細について、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第2条から第7条におきまして、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めます。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。

別表1につきまして、現行では、「1号認定子ども使用料徴収額表」としてありますが、1号認定とは、いわゆる満3歳以上の就学前の子供。2号認定とは、満3歳以上の保育を必要とする子供となっており、ともに3歳以上ということから、改正後は別表1を「1号・2号認定子ども使用料徴収額表」とし、3歳から0歳までの全ての子供たちの利用料が無料化となることから、使用料額（月額）を0円に改めます。

続きまして、新旧対照表の4ページをお願いいたします。

別表2につきまして、現行の「2号・3号認定子ども使用料徴収額表」を「3号認定子ども使用料徴収額表」に改め、3号認定、いわゆる満3歳未満で保育を必要とする子供のみの表とし、階層区分第2、住民税非課税世帯について、使用料額（月額）を0円に改めます。

なお、附則におきまして、この条例の施行日を令和元年10月1日とし、附則のみで、この条例改正に伴い、関連します安堵町認定こども園設置条例（平成30年安堵町条例第28号）の第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めることを追加いたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第12号

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料
徴収条例の一部を改正する条例について

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月26日 提出

安堵町長 西本 安博

こども支援課長（石橋史生） 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第9「議員派遣について」議題とします。

本案につきましては、私から説明をいたします。

今年度の議員派遣について、お手元にお配りいたしましたとおり派遣したいと思います。
議員派遣について、内容を御説明申し上げます。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び安堵町議会会議規則第122条の規定により、次のとおり、議員を派遣するものとする。

1. 議員視察

(1) 目的

豪雨及び台風に伴う河川の増水による災害防止対策である治水事業の一環として、都市部における施設を視察する。

(2) 派遣場所

東京都杉並区 善福川取水施設及び神田川・環状七号線地下調整池

(3) 派遣期間

令和元年10月8日、火曜日から9日、水曜日まで

(4) 派遣議員

森田瞳、大星成司、松田勝、増井敬史、三浦博、山岡敏、福井保夫、島田正芳、浅野勉

2. 議員研修

(1) 目的

風水害、地震等の災害発生時の議会としての体制を定めている要綱について研修する。

(2) 派遣場所

三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

(3) 派遣期日

令和元年10月28日、月曜日

(4) 派遣議員

森田瞳、大星成司、松田勝、増井敬史、三浦博、山岡敏、福井保夫、島田正芳、浅野勉

以上でございます。

お諮りいたします。

お手元の資料のとおり、議員派遣をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

この議員派遣でございますけれども、行政側との同行につきましては、また行政側と打ち合

わせをさせていただきまして、御同行、願えるようにお願いいたします。以上でございます。

議長（森田 瞳） 日程第10「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第69条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第11「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」議題とします。

議会運営委員長から同条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第12「特別委員会の閉会中の継続調査について」議題とします。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長、並びに大字公民館等の避難所等機能及び活用検討特別委員会委員長から、同条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、特定事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第13「諸般の報告」を行います。

議会からは特にありませんが、本日、決定いたしました議員派遣の行政側の同行につきましては、後日、議長から依頼を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

ほかに、行政側からはございませんか。

総務部長、ないですか。

総務部長（吉村良昭） はい。ありません。

議長（森田 瞳） 特にないようでございますので、これで「諸般の報告」を終わります。

現職の楮山教育長は、9月30日付をもって任期満了を迎えられます。

楮山教育長から退任に際し、御挨拶を頂戴いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なお、楮山教育長は、7年間、安堵町の学校教育、そしてまた社会教育全般にわたりまして、安堵町の生徒たちの減少につきまして、いろいろと創意工夫をしていただきました。また、今も教育委員会の組織ということにつきましても、非常に御尽力をいただいたわけでございます。

奈良の方から休日を返上されて、また安堵町にお出でいただいております。

今、思い起こしましたら、暑い夏のさなかにですね、汗をかいて、しっかりと体育活動の応援、また生涯学習など、いろいろと本当に献身的に行動していただきましたことに、議会を代表いたしまして議長から御礼を申し上げたいと、かように思います。

最後になりますが、楮山教育長の、またこれからの人生におきまして、いろいろと、また御活躍をされることでございますけども、体調に御自愛いただきまして、しっかりと、また安堵町にも思いを寄せていただいて、見守っていただきたいなど、かように思います。

それでは、最後に、御挨拶をよろしくお願い申し上げます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） それでは、教育長退任に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

思い返しますと、平成24年の3月6日、この議場において同意をいただき、就任をさせていただきました。それ以来、7年と7カ月にわたり安堵町の子供たちの幸せを願い、教育長という職務を全うさせていただきましたのも、議長初め、副議長様、そして各議員の皆様方のお力添えの賜物と感謝をし、まずもって、お礼を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

24年、就任のときは、現在の中学校給食の開設に向けて、御理解と御指導をいただき、開設から早5年が経過をし、さらには、昨年に、小・中の空調設備を整えていただくなど、大きく学校の教育環境を、充実をしていただきました。

今日も、朝、子供たちが元気よく登校する姿を見つけ、うれしく思う次第でございます。

しかしながら、地域の宝であります子供たちを取り巻く社会情勢は、目まぐるしく変化をし、生活課題や教育課題が多岐にわたっております。

ある言葉の中に、「不易と流行」という言葉がありますが、教育は不易のものと考えます。さまざまな教育改革が叫ばれていますが、流行に流されることなく、新教育長の下、不易の教育として課題解決と充実した教育行政を営んでくれるものと思います。

さまざまな事柄が、脳裏に浮かび、十分に意を尽くすことはできませんが、長きにわたり、各議員の皆様方には御理解と御支援を賜りましたことへの感謝と、安堵町の、そして安堵町議会の更なる発展を念じまして、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

（拍手）

議長（森田 瞳） これで、本日の日程は、全部、終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会

午前11時15分
